

議案第91号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の概要

下水道事業への地方公営企業法（以下「法」という。）の全部適用及び水道事業と下水道事業との組織統合のために必要な条例改正を行うもの。

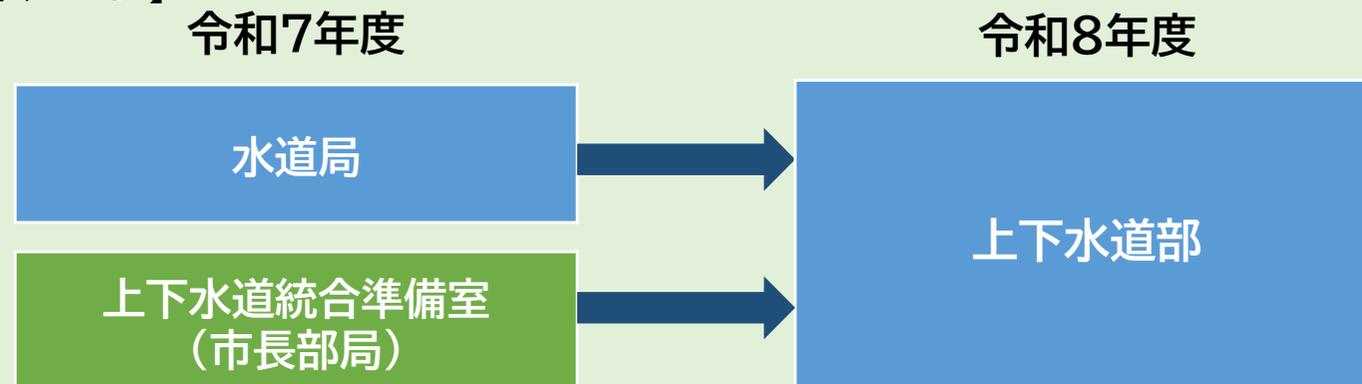
【背景】

下水道事業について、本市では現在、法の財務規定等のみ適用しているところ、公営企業の経営の機動性・自由度の向上等を図る観点から、国から法の「全部適用」の検討が望まれる中で、本市においても、下水道事業に法の規定の全部を適用するとともに、水道事業と下水道事業を組織統合することにより、今後の安定的な事業推進及び体制強化を図るもの。

【組織統合により期待する効果】

管理部門の連携強化による業務の効率化、ノウハウ集約による技術継承、災害時等の即応体制強化など

【組織統合のイメージ】



※ 下水道部門の執務室は、現水道局内への移転に向けて準備中

議案第91号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

2. 条例改正の主な内容

(本則関係)

項目	改正前	改正後
題名	交野市水道事業の設置等に関する条例	交野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
第2条第2項 (設置)	(規定なし) ※下水道事業の設置根拠は、交野市下水道事業の設置等に関する条例(今回廃止)	公衆衛生の向上等に寄与するため、下水道事業を設置する。
第2条の2 (法の全部適用)	(規定なし)	下水道事業に法の規定の全部を令和8年4月1日から適用する。
第3条第3項 (経営の基本)	水道事業の給水人口は92,100人とする。 ※改正後、給水人口は同条第2項に繰上げ	下水道事業に係る公共下水道の排水区域は、下水道法第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
第4条第2項 (組織)	水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道局</u> を置く。	水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。
第5条第1項 (職員の定数)	<u>水道局</u> の職員の定数は、 <u>50人</u> 以内とする。	<u>上下水道部</u> の職員の定数は、 <u>60人</u> 以内とする。

※その他、組織統合に伴う所要の文言整理等を含む。

議案第91号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(附則関係)

下記の条例について、下水道事業への法の全部適用及び水道事業と下水道事業との組織統合に伴う廃止及び改正（所要の文言整理等）を行う。

【廃止】

- ・ 交野市下水道事業の設置等に関する条例

【一部改正】

- ・ 交野市情報公開条例
- ・ 交野市個人情報保護に関する法律施行条例
- ・ 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- ・ 交野市行政手続条例
- ・ 交野市職員定数条例
- ・ 交野市下水道条例
- ・ 交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- ・ 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例
- ・ 交野市水道事業給水条例
- ・ 交野市水道事業経営審議会条例

3. 施行日 令和8年4月1日

新	旧
<p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道部</u>を置く。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第5条 <u>上下水道部</u>の職員の定数は、<u>60人</u>以内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の同意を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第9条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金</p>	<p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道局</u>を置く。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第5条 <u>水道局</u>の職員の定数は、<u>50人</u>以内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p> <p>（議会の同意を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第9条 <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金</p>

新	旧
<p>額又はその目的物の価額が7,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が7,000,000円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第10条 管理者は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>市長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>提出する</u>書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>提出する</u>書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出できなかつた</u>場合においては、管理者はできるだけすみやかにこれを作成し、公表しなければならない。</p>	<p>額又はその目的物の価額が7,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が7,000,000円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第10条 管理者は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成しな</u>ければ <u>ならない</u>。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>作成する</u>書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>作成する</u>書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成できなかつた</u>場合においては、管理者はできるだけすみやかにこれを作成し、公表しなければならない。</p>

附則第3項関係 交野市情報公開条例（平成10年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u> _____を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附則第4項関係 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u> _____を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>2 (略)</p>

附則第5項関係 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関等 市長 (<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。</u>)、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関等 市長 (<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u> _____を含む。)、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

附則第6項関係 交野市行政手続条例（平成13年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市長 (<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。</u>)、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関若しくはこれらに置かれる機関</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市長 (<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u> _____を含む。)、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関若しくはこれらに置かれる機関</p>

新	旧
<p>又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

附則第7項関係 交野市職員定数条例（昭和30年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>429人</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>439人</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附則第8項関係 交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるもののほか、<u>交野市下水道条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号）</u>によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるもののほか、<u>交野市下水道条例施行規則（昭和53年規則第7号。以下「規則」という。）</u>によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の</p>

新	旧
<p>施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（第6条第1項ただし書を除き、以下「管理者」という。）</u>が定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき屋外排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水を排除すべき屋外排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置につ</p>	<p>施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則の</u></p> <p>_____定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき屋外排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 雨水を排除すべき屋外排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置につ</p>

新	旧
<p>いて許可を受けるべき排水施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもつて足りる。</p> <p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第5条の2 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>管理者</u>が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他<u>管理者</u>が定める措置を講ずるものとする。</p>	<p>いて許可を受けるべき排水施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で<u>定め</u>るところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出ることをもつて足りる。</p> <p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第5条の2 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で<u>定め</u>るものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他<u>規則</u>で<u>定め</u>る措置を講ずるものとする。</p>

新	旧
<p>(6) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、<u>管理者が定める</u>数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、必要な事項については、<u>管理者が定める</u>。</p> <p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者の</u>指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければこれを施工してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、<u>管理者は</u>、これを短縮することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定の申請)</p>	<p>(6) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、<u>規則で</u> 定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、必要な事項については、<u>規則で</u> 定める。</p> <p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長</u>の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければこれを施工してはならない。</p> <p>2 前項<u> </u>の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、<u>市長</u>は、これを短縮することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定の申請)</p>

新	旧
<p>第6条の2 <u>前条第1項本文</u>の指定は、排水設備の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。</p> <p>2 <u>前条第1項本文</u>の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第6条の2の2 <u>管理者</u>は、<u>第6条第1項本文</u>の指定及び同条第3項の指定の更新に係る申請に対する審査に際し、当該申請を行った者から1件につき10,000円の手数料を徴収する。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 <u>管理者</u>は、<u>第6条第1項本文</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、<u>同項本文</u>の指定を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>交野市下水道排水設備指定工事店に関する規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「指定工事店規程」という。)</u>で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第6条の10第1項の規定により<u>第6条第1項本文</u>の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p>	<p>第6条の2 <u>前条第1項</u>の指定は、排水設備の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。</p> <p>2 <u>前条第1項</u>の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第6条の2の2 <u>市長</u>は、<u>第6条第1項</u>の指定及び同条第3項の指定の更新に係る申請に対する審査に際し、当該申請を行った者から1件につき10,000円の手数料を徴収する。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 <u>市長</u>は、<u>第6条第1項</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、<u>同項</u>の指定を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>交野市下水道排水設備指定工事店に関する規則(平成10年規則第4号。以下「指定工事店規則」という。)</u>で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第6条の10第1項の規定により<u>第6条第1項</u>の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p>

新	旧
<p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者</p> <p>オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 <u>管理者</u>は、<u>第6条第1項</u>本文の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。</p> <p>（責任技術者の登録の取消し等）</p> <p>第6条の6 <u>管理者</u>は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。</p> <p>（1） 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）又はこの条例若しくはこれに基づく<u>上下水道事業管理規程</u>の規定に違反したとき。</p> <p>（2） 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と<u>管理者</u>が認めるとき。</p> <p>（指定工事店証）</p> <p>第6条の7 <u>管理者</u>は、指定工事店として指定を行つた工事の事業を</p>	<p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者</p> <p>オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>第6条第1項</u>の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。</p> <p>（責任技術者の登録の取消し等）</p> <p>第6条の6 <u>市長</u>は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。</p> <p>（1） 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）又はこの条例若しくはこれに基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>（2） 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と<u>市長</u>が認めるとき。</p> <p>（指定工事店証）</p> <p>第6条の7 <u>市長</u>は、指定工事店として指定を行つた工事の事業を</p>

新	旧
<p>行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定工事店は、第6条の10第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく<u>管理者</u>に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、<u>指定工事店規程</u>で定める。</p> <p>（指定工事店の責務及び遵守事項）</p> <p>第6条の8 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び<u>指定工事店規程</u>その他<u>管理者</u>が定めるところに従い適正な排水工事の施工に努めなければならない。</p> <p>（変更の届出等）</p> <p>第6条の9 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他<u>指定工事店規程</u>で定める事項に変更があつたとき、第6条の3第1項第4号ア若しくはエからカまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、<u>指定工事店規程</u>で定めるところにより、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>（指定の取消し又は一時停止）</p> <p>第6条の10 <u>管理者</u>は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定工事店は、第6条の10第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく<u>市長</u>に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、<u>指定工事店規則</u>で定める。</p> <p>（指定工事店の責務及び遵守事項）</p> <p>第6条の8 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び<u>指定工事店規則</u>その他<u>市長</u>が定めるところに従い適正な排水工事の施工に努めなければならない。</p> <p>（変更の届出等）</p> <p>第6条の9 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他<u>指定工事店規則</u>で定める事項に変更があつたとき、第6条の3第1項第4号ア若しくはエからカまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、<u>指定工事店規則</u>で定めるところにより、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>（指定の取消し又は一時停止）</p> <p>第6条の10 <u>市長</u>は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当す</p>

新	旧
<p>るときは、<u>第6条第1項本文</u>の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。</p> <p>2 市は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行つた者に対し、<u>管理者</u>が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めてその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 使用者<u> </u>又は代表者に異動があつたときは、これを<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(改善命令等)</p>	<p>るときは、<u>第6条第1項</u> <u> </u>の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。</p> <p>2 市は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行つた者に対し、<u>規則</u>で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めてその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 使用者、<u>代理人</u>又は代表者に異動があつたときは、これを<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(改善命令等)</p>

新	旧
<p>第12条 <u>管理者</u>は、前条に規定する基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて除害施設の構造若しくは使用の方法若しくは下水の処理の方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは下水の排除の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(除害施設の新設等の確認及び検査)</p> <p>第13条 除害施設の新設等を行おうとする者は、工事着手前にその計画について申請書を提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 除害施設の新設等を行つた者は、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出てその検査を受けなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第14条 継続して<u>管理者</u>が定める水量以上の汚水又は第11条に規定する基準に適合しない水質の下水を除害施設を設置して公共下水道に排除を開始しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ、当該汚水の量又は水質及び使用開始の時期を<u>管理者</u>に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者は、前項の規定による届出をする場合を除き、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第12条 <u>市長</u>は、前条に規定する基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて除害施設の構造若しくは使用の方法若しくは下水の処理の方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは下水の排除の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(除害施設の新設等の確認及び検査)</p> <p>第13条 除害施設の新設等を行おうとする者は、工事着手前にその計画について申請書を提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 除害施設の新設等を行つた者は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出てその検査を受けなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第14条 継続して<u>市長</u>が定める水量以上の汚水又は第11条に規定する基準に適合しない水質の下水を除害施設を設置して公共下水道に排除を開始しようとする者は、<u>市長</u>が定めるところにより、あらかじめ、当該汚水の量又は水質及び使用開始の時期を<u>市長</u>に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者は、前項の規定による届出をする場合を除き、<u>市長</u>が定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>(除害施設管理責任者の選任)</p> <p>第16条 除害施設の設置者は、<u>管理者</u>が定める当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設ごとに除害施設管理責任者を選任しなければならない。</p> <p>2 除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したときは、選任の日から7日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。除害施設管理責任者が欠けたとき、又はこれを解任したときも同様とする。</p> <p>3 除害施設管理責任者の資格は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第17条 <u>管理者</u>は、公共下水道を管理するために必要な限度において、除害施設の設置者及び特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第18条 工場等の排水を公共下水道に排除している者は、事故により第11条に規定する基準に適合しない水質の下水を排除したとき、又はそのおそれのあるときは直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を<u>管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により報告した者は、遅滞なく事故再発防止のための措置に関する計画を<u>管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p>	<p>(除害施設管理責任者の選任)</p> <p>第16条 除害施設の設置者は、<u>市長</u>が定める当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設ごとに除害施設管理責任者を選任しなければならない。</p> <p>2 除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したときは、選任の日から7日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。除害施設管理責任者が欠けたとき、又はこれを解任したときも同様とする。</p> <p>3 除害施設管理責任者の資格は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は、公共下水道を管理するために必要な限度において、除害施設の設置者及び特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第18条 工場等の排水を公共下水道に排除している者は、事故により第11条に規定する基準に適合しない水質の下水を排除したとき、又はそのおそれのあるときは直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を<u>市長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により報告した者は、遅滞なく事故再発防止のための措置に関する計画を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p>

新	旧
<p>第19条 <u>管理者</u>は、公共下水道の築造及びしゅんせつする場合若しくは天災その他の事由でやむを得ないと認めた場合は、その一部の使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>2 前項の場合、<u>管理者</u>はあらかじめ、その日時及び区域を周知するものとする。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第20条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、これを2か月以上一括して行うことができる。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水の使用による汚水量は、水道の使用水量とする。ただし、使用水量を確知することができないときは、当該使用状況を勘案して<u>管理者</u>が認定する水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水の使用による汚水量は、使用状況を勘案して<u>管理者</u>が認定する水量とする。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で汚水量が使用水量よりも著しく少なくなるものを営む使用者は、汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合、その申告に係る営業の状況を勘案して<u>管理者</u>が認定する水量とする。</p> <p>3 月の途中において、公共下水道の使用を開始し、又は使用をしな</p>	<p>第19条 <u>市長</u>は、公共下水道の築造及びしゅんせつする場合若しくは天災その他の事由でやむを得ないと認めた場合は、その一部の使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>2 前項の場合、<u>市長</u>はあらかじめ、その日時及び区域を周知するものとする。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第20条 <u>市長</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を毎月徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、これを2か月以上一括して行うことができる。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水の使用による汚水量は、水道の使用水量とする。ただし、使用水量を確知することができないときは、当該使用状況を勘案して<u>市長</u>が認定する水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水の使用による汚水量は、使用状況を勘案して<u>市長</u>が認定する水量とする。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で汚水量が使用水量よりも著しく少なくなるものを営む使用者は、汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を<u>市長</u>に提出しなければならない。この場合、その申告に係る営業の状況を勘案して<u>市長</u>が認定する水量とする。</p> <p>3 月の途中において、公共下水道の使用を開始し、又は使用をしな</p>

新	旧
<p> なくなったときの使用料の算定については、交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号。以下「給水条例」という。）第27条の規定を準用するものとする。この場合において、給水条例第27条第1項中「料金算定の基準日」とあるのは「使用料算定の基準日」と_____、「使用水量」とあるのは「汚水量」と、同条第2項中「給水」とあるのは「公共下水道の使用」と、「料金」とあるのは「使用料」と_____読み替えるものとする。 </p> <p> 4 第1項の汚水区分については、<u>管理者</u>が定める。 （使用料の徴収方法） </p> <p> 第22条 使用料の徴収方法については、給水条例第31条の規定を準用するものとする。この場合において、給水条例第31条第1項中「料金」とあるのは「使用料」と_____、同条第2項中「第27条第2項」とあるのは「交野市下水道条例第21条第3項」と、「給水の中止又は停止」とあるのは「排水の中止」と、「料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。 </p> <p> （資料の提出） </p> <p> 第23条 <u>管理者</u>は、使用料を算出する場合に必要な資料を使用者から提出させることができる。 </p> <p> （使用料の減額又は免除） </p> <p> 第25条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない使用料 </p>	<p> なくなったときの使用料の算定については、交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号。以下「給水条例」という。）第27条の規定を準用するものとする。この場合において、給水条例第27条第1項中「料金算定の基準日」とあるのは「使用料算定の基準日」と、「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と、「使用水量」とあるのは「汚水量」と、同条第2項中「給水」とあるのは「公共下水道の使用」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と読み替えるものとする。 </p> <p> 4 第1項の汚水区分については、<u>市長</u>が定める。 （使用料の徴収方法） </p> <p> 第22条 使用料の徴収方法については、給水条例第31条の規定を準用するものとする。この場合において、給水条例第31条第1項中「料金」とあるのは「使用料」と、「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と、同条第2項中「第27条第2項」とあるのは「交野市下水道条例第21条第3項」と、「給水の中止又は停止」とあるのは「排水の中止」と、「料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。 </p> <p> （資料の提出） </p> <p> 第23条 <u>市長</u>は、使用料を算出する場合に必要な資料を使用者から提出させることができる。 </p> <p> （使用料の減額又は免除） </p> <p> 第25条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない使用料 </p>

新	旧
<p>を減額又は免除することができる。</p> <p>(水洗便所の普及及び奨励措置)</p> <p>第26条 <u>管理者</u>は、公共下水道事業の普及を奨励するために、くみ取り便所を水洗便所に改造する等排水設備を整備する者に対し、資金の貸付を行うことができる。</p> <p>(負担金)</p> <p>第27条 <u>管理者</u>は、住宅、工場その他の建築物を建設し下水道を必要とする者の申込みにより公共下水道を設置する場合に工事申込者から工事負担金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の工事負担金の額は、当該施設の設置に要した費用の総額を超えない範囲内で<u>管理者</u>が定める額に消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の工事負担金は、特別の事由により<u>管理者</u>が認めた場合のほか還付しない。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第28条 <u>管理者</u>は、特別の事由があると認めたときは、工事申込者の申請に基づき、負担金を減免することができる。</p> <p>(公共下水道付近地の掘削)</p> <p>第30条 公共下水道の排水管渠<small>きよ</small>の付近地で排水管渠<small>きよ</small>より深く掘削する場合で、当該管渠<small>きよ</small>の中心から掘削する箇所までの水平距離と同</p>	<p>を減額又は免除することができる。</p> <p>(水洗便所の普及及び奨励措置)</p> <p>第26条 <u>市長</u>は、公共下水道事業の普及を奨励するために、くみ取り便所を水洗便所に改造する等排水設備を整備する者に対し、資金の貸付を行うことができる。</p> <p>(負担金)</p> <p>第27条 <u>市長</u>は、住宅、工場その他の建築物を建設し下水道を必要とする者の申込みにより公共下水道を設置する場合に工事申込者から工事負担金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の工事負担金の額は、当該施設の設置に要した費用の総額を超えない範囲内で<u>市長</u>が定める額に消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の工事負担金は、特別の事由により<u>市長</u>が認めた場合のほか還付しない。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第28条 <u>市長</u>は、特別の事由があると認めたときは、工事申込者の申請に基づき、負担金を減免することができる。</p> <p>(公共下水道付近地の掘削)</p> <p>第30条 公共下水道の排水管渠<small>きよ</small>の付近地で排水管渠<small>きよ</small>より深く掘削する場合で、当該管渠<small>きよ</small>の中心から掘削する箇所までの水平距離と同</p>

新	旧
<p>じ長さ以上になるときは、<u>管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第31条 法第24条第1項に掲げる行為を行おうとする者は、申請書を<u>管理者</u>に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第33条 公共下水道の排水施設又はその敷地に物件（排水設備を除く。以下「占有物件」という。）を設け継続して公共下水道の排水施設又はその敷地を占有しようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第31条の規定による許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第34条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可の期限が満了したとき、若しくは占有を廃止したとき、又は第35条第1項の規定により許可を取り消されたときは、<u>管理者</u>の指示に従い当該許可に係る物件を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が原状に回復することが不相当であると認め必要な措置を命じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第35条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する者に対し、許可を取り</p>	<p>じ長さ以上になるときは、<u>市長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第31条 法第24条第1項に掲げる行為を行おうとする者は、申請書を<u>市長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第33条 公共下水道の排水施設又はその敷地に物件（排水設備を除く。以下「占有物件」という。）を設け継続して公共下水道の排水施設又はその敷地を占有しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第31条の規定による許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第34条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可の期限が満了したとき、若しくは占有を廃止したとき、又は第35条第1項の規定により許可を取り消されたときは、<u>市長</u>の指示に従い当該許可に係る物件を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>が原状に回復することが不相当であると認め必要な措置を命じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第35条 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する者に対し、許可を取り</p>

新	旧
<p>消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上又は公益上必要があると認めたときは、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>(無断工事等に対する措置)</p> <p>第36条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合は、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上又は公益上必要があると認めたときは、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>(無断工事等に対する措置)</p> <p>第36条 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する場合は、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

附則第9項関係 交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成30年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が土地所有者と協議して、当該土地所有者を当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>水道事業</u>及</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が土地所有者と協議して、当該土地所有者を当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>公営企業管</u></p>

新	旧
<p>び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出たときは、その者を受益者とすることができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前2項の受益者を定めることができる。</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により、年度当初に公告できない場合は、この限りでない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定による負担金を賦課するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期限を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 負担金は、一括して徴収するものとする。ただし、受益者の申出があったときは、<u>管理者</u>が定めるところにより、3年以内を限度と</p>	<p><u>理者の権限を行う市長</u></p> <p>___に届け出たときは、その者を受益者とすることができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前2項の受益者を定めることができる。</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により、年度当初に公告できない場合は、この限りでない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定による負担金を賦課するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期限を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 負担金は、一括して徴収するものとする。ただし、受益者の申出があったときは、<u>規則</u>で定めるところにより、3年以内を限度と</p>

新	旧
<p>して分割して徴収することができる。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該受益者の申請により負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を、当該受益者の申請により減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第8条 第4条の公告の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届けたときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(督促)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、第5条第3項の納期限までに負担金を納付しない者があるときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発</p>	<p>して分割して徴収することができる。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該受益者の申請により負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を、当該受益者の申請により減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第8条 第4条の公告の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届けたときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(督促)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、第5条第3項の納期限までに負担金を納付しない者があるときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発</p>

新	旧
<p>しなければならない。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、前条の規定による督促をした場合においては、当該督促に係る負担金の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(公示送達)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、負担金の徴収等に関し送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるときは、その送達に代えて公示送達をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、前条の規定による督促をした場合においては、当該督促に係る負担金の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(公示送達)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、負担金の徴収等に関し送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるときは、その送達に代えて公示送達をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

附則第10項関係 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和43年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当_____及び退職手当とする。</p>

附則第11項関係 交野市水道事業給水条例(昭和43年条例第3号)新旧対照表

新	旧
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」という。)が公益上必要と認めるときは、区域外に分水することができる。</p> <p>(工事の<u>施行</u>)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>施行</u>する。ただし、災害その他非常の場合において、<u>管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同</u></p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>_____ (以下「管理者」という。)が公益上必要と認めるときは、区域外に分水することができる。</p> <p>(工事の<u>施工</u>)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>施工</u>する。</p>

新	旧
<p>じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が<u>給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文</u>の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を<u>施行する</u>場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 管理者は、<u>第1項本文</u>の規定による給水装置工事に際しては、工事申込者に対して、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 管理者は、給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の<u>施行した</u>給水装置工事に係るものでない場合の分水栓からメーターまでの間に使用する材質の確認に係る手数料は、1回につき1,500円とし、確認のために要する工事費用等は、申込者の負担とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事</p>	<p>2 <u>前項</u>の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を<u>施工する</u>場合は、あらかじめ、管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 管理者は、<u>第1項</u>の規定による給水装置工事に際しては、工事申込者に対して、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 管理者は、給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の<u>施工した</u>給水装置工事に係るものでない場合の分水栓からメーターまでの間に使用する材質の確認に係る手数料は、1回につき1,500円とし、確認のために要する工事費用等は、申込者の負担とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事</p>

新	旧
<p>事業者の<u>施行した給水装置工事</u>に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>事業者の<u>施工した給水装置工事</u>に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

附則第12項関係 交野市水道事業経営審議会条例（令和2年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p><u>交野市水道事業及び下水道事業経営審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>交野市水道事業及び下水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>本市水道事業及び下水道事業</u>（以下「<u>上下水道事業</u>」という。）の<u>経営の適正化</u>を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <p>(1) <u>上下水道事業の経営</u>に関すること。</p> <p>(2) その他<u>上下水道事業</u>に関し、市長が必要と認める事項に関</p>	<p><u>交野市水道事業経営審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>交野市水道事業経営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>本市水道事業経営</u>の<u>適正化</u>を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <p>(1) <u>水道事業経営</u>に関すること。</p> <p>(2) その他<u>水道事業</u>に関し、市長が必要と認める事項に関</p>

新	旧
<p> すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) (3) <u>上下水道使用者</u> (4) (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>上下水道部</u>において処理する。 </p>	<p> すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) (3) <u>水道使用者</u> (4) (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>水道局総務課</u>において処理する。 </p>